

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（※1）の
月額1.0万円（※2）相当を、6か月分補助します。

対象範囲
拡大！

（※1）対象事業所で働くすべての従業員が職種を問わず対象です。

（※2）常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を基に設定した交付率を総報酬額に乗じた額を支給します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

今回から
相談支援事業所等も
対象になります！

1 まずは所在地の都道府県に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、本事業の申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

2 補助金額に相当する職員の賃金改善を行いましょう！

※本補助金は、全額を賃金改善に充てることが必要です。

特にR7年度内に補助金の支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善を行う必要があります。

申請様式に記載した見込額の賃金改善を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

3 都道府県の定める要綱に記載の要件を満たしましょう！

処遇改善加算対象サービスの要件

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの場合は①＋（②or③）（詳細は要綱を確認！）

- ①処遇改善加算を算定していること
- ②職場環境等要件の取組を14以上行っている
- ③経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上が改善後の賃金見込額が460万円以上

処遇改善加算Ⅲ・Ⅳの場合（詳細は要綱を確認！）

- ④処遇改善加算を算定していること
- ⑤職場環境等要件の取組を8以上行っている

申請時点では要件が
揃っていないなくてもOK！

対象拡大サービス（※）の要件

（※）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援が対象

処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を満たすこと
（詳細については要綱を確認！）

処遇改善加算や本事業の
様式の記入で困ったな・・・？

そんな時は・・・

専用コールセンターがあります！

電話番号：050-3733-0230
受付時間：9:00～18:00
（土・日・祝日含む）